

学校において、予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条）

	感染症の種類	考え方	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、シフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9）	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	空気感染または飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの	<ul style="list-style-type: none"> ○インフルエンザ：発症した後五日を経過し、かつ解熱した後二日を経過するまで ○百日咳：特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ○麻疹：解熱した後三日を経過するまで ○流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ○風しん：発しんが消失するまで ○水痘：すべての発しんが痂皮化するまで ○咽頭結膜熱：主要症状が消退した後二日を経過するまで ○結核・髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第三種その他の感染症については、学校医と相談の上決定します。

※新型コロナウイルス感染症は指定感染症に指定されたため第一種感染症として扱われます。

* 上記の感染症に罹患した場合は、疑いを含め早急に学校へお知らせください。